《令和6年4月~》

地方税法	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第349条 の3			ガス導管事業用資産がス			5年間	1/3		ガス事業法に規定する
	2			ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		その後 5年間	2/3		事業の許可証
	27		家庭的保育事業	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	0	事業の認可を受けたことがわかる書類
	28		居宅訪問型保育事業	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	0	事業の認可を受けたことがわかる書類
	29			児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産			1/3	\circ	事業の認可を受けたことがわかる書類

法附則	項	号	特例対象資産		特	例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類		
		1		水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定める もの					1/2	0			
		2 3		廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの				1/2				
	2		2 3	3 公共の危害防止設備等	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの				2/3		施設設置許可証、 事業許可証、 処理過	
		4			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの (PCBに係る処理施設)				1/3		程(処理フロー)図等		
		5		下水道	水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの				4/5	0			
				1 1	太陽光発電設備(1,000kw未満) ※ 固定 【※ 1】または【 ※2】に該当するもの	価格買取制度(FIT)対象外				3 O			
		1	特定再生可能エネルギー発電設備		虱力発電設備(20kw以上)		R6.4~R8.3	3年間	2/3	0			
				八 t	也熱発電設備(1,000kw未満)								
				= /	ニ バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)						【太陽光】 ※2または※3に係る		
第15条		2			7ス発電設備(10,000kw以上20,000kw未続 大質バイオマス・農産物に収穫に伴って生じるバ	R6.4~R8.3	3年間	6/7	0	補助金等の交付決定 通知書等			
	25				太陽光発電設備(1,000kw以上) ※ 固定 【※ 1】に該当するもの	価格買取制度(FIT)対象外					【太陽光以外】		
		3			風力発電設備(20kw未満)		R6.4~R8.3	3年間	3/4		再生可能エネルギー 発電事業計画の認定		
				八 2	水力発電設備(5,000kw以上)						通知書等		
						1 7	水力発電設備(5,000kw未満)						
		4		t 🗆	地熱発電設備(1,000kw以上)		R6.4~R8.3	3年間	1/2	0			
				ハノ	バイオマス発電設備(10,000kw未満)								
				由小本	、学老笠が山小企業笠奴党沿ルンナー担守ナフ	賃上げ表明なし	R5.4~R7.3	3年間	1/2		道入計画中誌書4、5		
	44		先端設備	認定先	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する 認定先端設備導入計画に基づき取得した先端設備 等に該当する償却資産 賃上げ表明あり		R5.4~R6.3 5年間	5年間	1/3		導入計画申請書および認定書等		
				寺に該			R6.4~R7.3	4年間	1/3		[*4]		

【※1】地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた設備で以下のいずれにも該当するもの

- ① 50kw以上
- ② 以下のいずれかに該当するもの
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を受けて取得したもの
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)を受けて取得したもの
 - ・非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業)を受けて取得したもの
- ④ 公有地に設ける設備でないこと
- 【※2】グリーンイノベーション基金補助金(産業技術実用化開発事業費補助金または特定公募型研究開発費補助金)のうち、 次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)の開発プロジェクトの支援を受けたもの
- 【※3】地域経済振興課への申請時に、税務課への情報提供に同意をされている場合は不要
- ・添付書類のほかに「課税標準の特例適用申請書」の提出が必要
- ・添付書類は写し可

《~令和6年3月》

地方税法	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類	
							5年間	1/3		ガス事業法に規定する
	2		ガス導管事業用資産	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		その後 5年間	2/3		事業の許可証	
第349条	27		家庭的保育事業	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	\cap	事業の認可を受けたことがわかる書類	
თ3	28		居宅訪問型保育事業	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	-	事業の認可を受けたことがわかる書類	
	29		事業所内保育事業	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産			1/3	()	事業の認可を受けたことがわかる書類	

法附則	項	号	特例対象資産		特例の概要				適用期間	特例率	わがまち	添付書類
		1			水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの			R4.4~R6.3		1/2	0	
		2	公共の危害防止設備等	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの					1/2		施設設置許可証、 事業許可証、処理過
	2	3		廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの					2/3		
		4		廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃 イ 石綿が含まれているもの			R4.4~R6.3		1/2		程(処理フロー)図等
		4		棄物的	種物処理施設で総務省令で定めるもの ロ 上記以外		上記以外	R4.4~R6.3		1/3		
		5		下水	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの			R4.4~R6.3		4/5	0	
				1	太陽光発電設備(1,000kw未満) ※ 固定価格買取制度(FIT)対象外							
					風力発電設備(20kw以上)			1				
		1	1		八	地熱発電設備(1,000kw未満)			R2.4~R6.3	3年間	2/3	0
第15条			特定再生可能エネルギー発電設備	Ξ	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw	未満)						【太陽光】 再生可能エネルギー 事業者支援事業費補助金交付決定通知書 【太陽光以外】 再生可能エネルギー
	25			1	太陽光発電設備(1,000kw以上) ※ 固定価格買取制度(FIT)対象外							
		2			□ 風力発電設備(20kw未満)			R2.4~R6.3	3年間	3/4	0	発電に係る認定通知
				八	水力発電設備(5,000kw以上)							-
		3		1	水力発電設備(5,000kw未満)							
			3			地熱発電設備(1,000kw以上)			R2.4~R6.3	3年間	1/2	0
				八	バイオマス発電設備(10,000kw未満)							
	32		企業主導型保育事業		・子育て支援法に規定する企業主導型保育事業の 資却資産	重営費	に係る補助を受けた事業者が当該事業の用に供	H29.4~R6.3	5年間	1/3	0	企業主導型保育事等 (運営費)助成決定追 知書等
	45		先端設備	由小	企業者等が中小企業等級党舎ル注に担守する翌守	が表明なし	R5.4~R7.3	3年間	1/2		- 導入計画申請書およ	
				先端	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定 先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等に該当 する償却資産 賃上げ表明あり		i	R5.4~R6.3	5年間	1/3		び認定書等
				9 る値			R6.4~R7.3	4年間	1/3		[*4]	
旧第64条			先端設備	中小	中小企業等が認定先端設備導入計画に基づき取得した償却資産				3年間	0/1	0	